

# 第2回連携協議会以降の検討事項について

## 1 第2回連携協議会において保留となっていた事項

○第2回連携協議会において保留となっており、関係機関と協議した事項は以下のとおり

|   | 項目   | 概要  |
|---|--|---|
| ① | 保健所の体制の確保  | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 体制の再検討による変更<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 確保する体制について記載を充実⇒<b>予防計画(11).イ.(イ).a</b></li></ul></li><li>■ 数値目標の変更<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 県管轄保健所の数値を見直し⇒<b>予防計画別表(6)</b></li></ul></li></ul>  |
| ② | 流行初期医療確保措置の基準<br><br><div data-bbox="104 1100 665 1253" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;"><p>※流行初期医療確保措置の詳細については、参考資料2のとおり</p></div> | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 流行初期から対応する場合の特別な財政支援に係る基準を変更<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 病床確保<ul style="list-style-type: none"><li>・重症病床、特別な配慮が必要な患者の専用病床は3床と扱う</li></ul></li><li>➢ 発熱外来<ul style="list-style-type: none"><li>・1日当たり10人を目安に感染症患者の診療を行う</li></ul></li></ul></li></ul> |

# 第2回連携協議会以降の検討事項について

## 2 県民コメント等の意見及び対応

- 予防計画を統合した第8次地域保健医療計画について、県民コメント及び関係機関照会\* を実施
  - 予防計画に係る意見と対応方針は以下のとおり
- \*照会先:県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、市町村 等

|   | 意見（概要）   | 主な関係箇所   | 対応方針      |  |
|---|--|--|-----------|--|
| ① | 専門職能団体との記載があるが、個別の医療関係団体名を明記すること                                       | (2).ア.(ア).c<br>(5).エ.(オ)<br>(5).オ.(ウ)<br>(8).イ.(ア)                                   | 趣旨<br>反映済 | それぞれの専門職能団体は、地域において重要と理解しており、医療関係団体名を明記しています。                  |
| ② | 市町村等との連携における「保健所業務」という記載について、内容を具体的に記載すること                             | (11).ウ.(ア)   | 実施時<br>配慮 | 市町村、学術機関、消防機関などの関係機関、専門職能団体等と連携する具体的な業務については、計画実施段階で協議してまいります。 |
| ③ | 感染症発生・まん延時の医療提供体制は各医療機関等の役割分担を明確にし、5疾病・6事業を含む提供されるべき医療が滞ることのないよう取り組むこと | (5).ウ.(エ)<br>(5).ウ.(オ).a<br>(5).ウ.(カ).a<br>(5).ウ.(キ).a<br>(5).ウ.(ク).a<br>(5).ウ.(ケ).a | 趣旨<br>反映済 | 医療提供体制については、県は各医療機関との間で、医療機関の役割分担に応じた協定を平時のうちから締結することとしています。   |
| ④ | ワクチンの正しい知識として副反応についても広報すること  | (1).ウ  | 趣旨<br>反映済 | 国が行うワクチンの有効性及び安全性の評価を踏まえた正しい知識の普及をすることとしています。                  |

## 3 第5回感染症対策推進部会の意見及び対応

- 第5回感染症対策推進部会(書面開催)を12月11日～12月14日にかけて実施
- いただいた意見と対応方針は以下のとおり

|   | 意見 (概要)  | 主な関係箇所                                | 対応方針      |  |
|---|--|---------------------------------------|-----------|--|
| ① | 今後、入院調整本部が設置された場合には、初動段階から、24時間、しっかりと医師の確保をはじめ、その体制づくりをお願いしたい。入院調整本部の充実した人材確保、特に、間隙のない医師の確保体制づくりについて要望させていただいたことを再確認させていただく。 | 3.(5).ウ.(シ)<br>3.(6).ウ.(ア)<br>3.(9).エ | 実施時<br>配慮 | 県においては、確保した病床に円滑に患者が入院できるようにするため、連携協議会等を活用し、保健所や医師会、医療機関、高齢者施設等との連携強化を図り、ICTの活用などにより、円滑な入院調整体制の構築、実施を図ります。 |